

わくわく!! 情報広場



今月の納税など

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第6期
介護保険料 第6期

後期高齢者医療保険料 第6期
※納税に口座振替をご利用の方は、残高不足などにご注意ください。

▼休日納税相談

とき 12月12日(土)・13日(日)・
27日(日) 午前8時30分〜午後
5時
ところ 納税課、保険年金課

▼夜間納税相談

とき 12月10日(木) 午後5時15
分〜9時
ところ 納税課

毎月最終日曜日に 市役所の一部を開庁

各種証明書の交付や納税相談
などを行うため、毎月最終日曜日
(今日は27日) 午前8時30分〜午後
5時、市役所の一部を開庁します。
開庁窓口 市民課、保険年金課、
税務課、納税課
※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に 夜間窓口開庁

毎月1回、夜間(午後8時まで)に
上下水道料金を納入できるよう
第2浄水場(大字平野)を開庁し
ています。12月は24日(木)です。
問合せ 水道管理課 ☎(48)00
50・FAX(48)0120



製造事業所のみなさんへ 工業統計調査にご協力を

平成21年工業統計調査を12月
31日現在で行います。調査の実施
にあたっては、12月から平成22年
1月にかけて調査員がお伺いし
ます。なお、調査票に記入してい
ただいた内容は、統計法に基づ
き秘密が厳守されますので、正
確なご記入をお願いします。
問合せ 政策調整課 内線68
3・FAX(43)1122

ふるさと納税制度 のご寄附のお礼

「ふるさと納税制度」のご寄附
については、市内外の多くの
からいただき、誠にありがとうございます。
ございました。市では、ご寄附を
いただいた人に、感謝の気持ちを
込めて、幸手特別栽培米「特選
幸手のこしひかり」(新米)を贈
呈させていただきます。

なお、この寄附については引
き続き受け付けておりますので、
今後ともご協力をお願いします。
◎ご寄附をいただいた人(平成21
年4月1日から10月31日)

佐藤弘一様(鴻巣市)
鈴木 徹様(杉戸町)
三上哲彦様(茨城県等間市)
宮本幸夫様(神奈川県横浜市)
坂齊利勝様(静岡県富士宮市)
橋本秀一様(東京都中央区)
湯澤勝信様(東京都中央区)
吉田善紀様(東京都町田市)
田中良幸様(東京都板橋区)
中村 実様(市内)
岡安 操様(市内)
近藤征明様(市内)

税収確保強化月間

税金は、納期までの自主納付が
原則です。納期が過ぎても納付
がない場合は、法律などの定め
により、延滞金に加算されます。

▼休日の訪問徴収を実施

今月は税収確保強化月間です。
滞納税額を減らすため、「税収確
保特別対策」を実施します。土曜・
日曜日を中心に市職員による訪
問徴収や、休日・夜間に納税相談
窓口を開設するなど、積極的な
徴収業務を行い、税収の確保と
納期内に納付した人との公平性
を図ります。また、差押えた財産
を公売して滞納市税に充当しま
す。私たちの暮らしを支える税
金へのご理解とご協力をお願い
します。

問合せ 納税課 内線155・
FAX(43)1125

公表を希望されない人 62名様

▼寄附者総数 74名様

▼寄附金総額 135万8千円

※平成21年10月31日時点で入金
の確認ができていない人につい
て、順不同で掲載させていた
だきました。

問合せ ○税額控除以外全般は
財政課 内線252・FAX(43)

3783 ○寄附金に対する
税額控除関係は税務課 内線

132・FAX(43)1125

くらしの110番

一解決できます! 過量販売(次々販売)一
~改正特定商取引法 平成21年12月1日施行~

▼事例

半年前に小学3
年生の子どものた
めに学習教材を訪
問販売で購入した。
復習も必要と説明
され、2・3年生
の算数と国語を40
万円で購入した。
先月、違う担当者
が来て「今なら安
くできる」とさら
に4年生から中学
3年生までのセッ
トを勧められ断り
きれず、契約して
しまった。解約したい。

◆アドバイス

これまでは、クーリング・
オフ期間を過ぎてしまうと、
「嘘の勧誘を受けて契約した」
「契約書面をもらっていない」
などの勧誘方法や契約上の
問題がなければ、どんなに
過大な分量の契約をさせら
れてしまっても、無条件解
除することが難しい状況で
した。

そこで法律が改正され、「過
量販売」の契約後1年以内
であれば契約を無条件で解
除できるようになりました。

また、契約にあたり商品
購入の都度、その支払いの
ために申込書を作成する個
別クレジットを利用した場

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

固定資産の届出について

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちの人にかかる税金です。平成22年度の固定資産税は、平成22年1月1日現在の状況をもとに課税となりますので、つぎの場合には、12月末日までに税務課までお届けください。

○土地の利用状況が変わった場合(田・畑を駐車場にした場合など)
○家屋を新築、または取り壊した場合(居宅、物置、車庫など)
※お届けいただく際に届出書や添付書類の提出をお願いする場合があります。

問合せ 税務課 内線135・
FAX(43) 1125

農業所得収支内訳書作成会を開催

農業収入のある人で、ご自身で収支内訳書の作成が困難な人を対象に事前作成会を開催します。内訳書をご自身で作成できる人は、来場していただく必要はありません。内訳書を翌年の確定申告で添付し、申告してください。

減価償却制度の改正

平成21年分から、農業用機械(車両・建物除く)の耐用年数が7年の償却率で計算されることになりました。

※収支内訳書の用紙・減価償却計算例は、市内各公民館、市役所税務課、ウエルス幸手、老人福祉センター、コミュニティセンタールに用意してあります。※詳細は広報さつて11月号をご覧ください。

問合せ 税務課 内線132・
FAX(43) 1125

北朝鮮人権侵害問題

啓発週間

12月10日(木)～16日(水)、は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。北朝鮮による拉致問題の解決のため「拉致は許さない」という市民のみなさん一人ひとりの声が大きき力となります。

この週間を機に拉致問題をご理解いただき、関心を一層高めていただくようお願いします。

問合せ 人権推進課 内線162・FAX(44) 0275

自動交付機を休止

12月5日(土)、市役所庁舎の電機設備点検を行うため、ウエルス幸手の自動交付機を終日休止させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

問合せ 市民課 内線123

特別障害者手当・障害児福祉手当について

現在、支給を受けておらず、つぎの要件に該当する人は、社会福祉課までお問い合わせください。◎在宅で、身体、知的または精神の重度の障害を持ち、日常生活において常時特別の介護を要する人

▼特別障害者手当 20歳以上の人
▼障害児福祉手当 20歳未満の人
※所得制限があります。

※障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの所持で支給が決まるものではなく、医師の診断書で判定されます。

問合せ 社会福祉課☎(42) 8435・FAX(43) 5600

在宅重度心身障害者手当の支給について

平成22年1月1日から在宅重度心身障害者手当の支給対象者が見直されます。

▼見直し後支給対象者

①身体障害者手帳1級または2級に該当

②療育手帳④またはAに該当

③精神障害者保健福祉手帳1級該当

④超重症心身障害児と認められ

る人
※③と④が追加されました。
※65歳以上で、新たに障害者手帳を取得した人は除かれます。

問合せ 社会福祉課☎(42) 8435・FAX(43) 5600

愛の献血

とき ①12月18日(金)午後1時30分～4時 ②21日(月)午後2時30分～4時

ところ ①東武丸山病院 ②幸手総合病院

※献血カードをご持参ください。

※都合により日時の変更もあります。

問合せ 健康増進課☎(42) 8421・FAX(42) 2130

母子・父子家庭に入学支度金

母子・父子家庭の人、または親に代わってその子どもを育てている養育家庭などのみなさんで、来春中学校に入学する児童を養育し、市民税が非課税世帯の人(生活保護受給中の人は除く)に、埼玉県から入学支度金が支給されます。

支給額 1人につき1万円

申請受付 申請用紙(子育て支援課で配布)に必要な事項を記入し、12月28日(月)までに子育て支援課へ

※本人名義の口座が必要です。

問合せ 子育て支援課☎(42) 8454・FAX(43) 5600

合は、1年以内であればクレジット契約を解約でき、支払ったお金の返還をクレジット業者に請求できます。「過量販売による契約の無条件解除」は、業者の売り方により解除できる契約が異なります。

○1回の契約で過量/その契約の全部を解除できる
○同一業者が複数回の契約で過量/「著しく超えた」以降の契約を解除できる
○同業他者が次々と販売した結果の過量/後から契約した業者が「過量になること」を知りながら契約したもののについて解除できる

◎「過量販売」に当たるかどうかは、商品やサービスの性質、購入者の生活事情により異なります。過量販売と思われる契約をして1年以内であれば、無条件解除できる場合もありますので「相談ください」。

※不安に思うことや消費生活のご相談は、消費生活相談☎(43) 1111内線192(毎週月曜・金曜日および第1水曜日午前10時～午後3時30分)または消費生活支援センター春日部☎048(734) 0999・FAX048(739) 1152へ。

■10月の救急と火災/救急車出動件数171件(急病95件、交通事故17件、その他59件)
火災発生状況0件 火災と救急は119番(火災発生時の問い合わせは、☎(43) 6966(西分署))